

吸収合併に関する事後開示書類

2020 年 4 月 1 日

タカラスタンダード株式会社

2020 年 4 月 1 日

大阪市城東区鳴野東一丁目 2 番 1 号
タカラストانダード株式会社
代表取締役社長 渡 辺 岳 夫



吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

当社は、2020 年 2 月 3 日付で日本フリット株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日本フリット株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本件合併）を行いました。

本件合併に関して、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本件合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 785 条）

日本フリット株式会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主による株式買取請求については該当がありません。

② 新株予約権買取請求（第 787 条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第 789 条）

2020 年 2 月 10 日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過

第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

② 債権者の異議（第 799 条）

2020 年 2 月 10 日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 2 日（予定）

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

会社法第 782 条第 1 項に基づく備置書類

吸収合併に関する事前開示書類

2020 年 2 月 5 日

タカラスタANDARD株式会社

日本フリット株式会社

吸収合併に関する事前開示書類

2020年2月5日

大阪市城東区鳴野東一丁目2番1号
タカラスタANDARD株式会社
代表取締役社長 渡辺 岳夫



愛知県半田市港町四丁目5番地5
日本フリット株式会社
代表取締役社長 中野 弦一郎



タカラスタANDARD株式会社による日本フリット株式会社の吸収合併に係る事前開示
(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)
(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

タカラスタANDARD株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び日本フリット株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2020年2月3日付で吸収合併契約書を締結し、2020年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よってここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020年2月3日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の間で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

従いまして、本合併における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以 上

別紙 1 吸収合併契約の内容

次頁以降に記載のとおりです。



合併契約書

タカラスタンダード株式会社（以下「甲」という。）と日本フリット株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行う（以下「本合併」という。）

第2条（吸収合併をする会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりとする。

（1）吸収合併存続会社

商号 タカラスタンダード株式会社

住所 大阪市城東区鳴野東一丁目2番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号 日本フリット株式会社

住所 愛知県半田市港町四丁目5番地5

第3条（消滅会社の株主に対して交付する金銭等）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額等）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額等は、それぞれ以下のとおりとする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（1）資本金の額 0円

（2）資本準備金の額 0円

（3）利益準備金の額 0円

（4）その他資本剰余金の額 会社計算規則に従って別途甲が定める額

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は2020年4月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（善管注意義務）

甲と乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上これを実行する。

第7条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、合併条件その他本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年2月3日

甲 大阪市城東区鳴野東一丁目2番1号
タカラスタンダード株式会社
代表取締役社長 渡辺 岳夫



乙 愛知県半田市港町四丁目5番地5
日本フリット株式会社
代表取締役社長 中野 弦一郎



別紙 2 吸収合併消滅会社についての最終事業年度に係る計算書類等

次頁以降に記載のとおりです。

計 算 書 類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく)

第 56 期

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

愛知県半田市港町四丁目5番地5

日本フリット株式会社

貸借対照表

平成31年 3月31日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	1,764,971	【流動負債】	3,786,952
現金及び預金	1,580	支払手形	-
売掛金	450,124	買掛金	319,784
製商品	738,687	短期借入金	3,085,000
仕掛品	64,871	未払金	96,023
原料及び貯蔵品	466,481	未払費用	276,337
その他の流動資産	43,227	前受金	-
貸倒引当金	-	仮受金	-
		預り金	5,341
		賞与引当金	-
		未払法人税等	4,465
		未払消費税	-
		【固定負債】	309,764
		長期借入金	-
		退職給付引当金	309,764
		繰延税金負債	-
【固定資産】	3,421,784	負債合計	4,096,716
＜有形固定資産＞	<3,199,415>	純 資 産 の 部	
建物	385,258	【株主資本】	1,038,766
構築物	42,177	資本金	150,000
機械及び装置	1,212,109	資本準備金	-
車両運搬具	1,426	その他資本剰余金	-
工具器具備品	74,940	利益準備金	1,500
土地	997,461	株主配当積立金	-
建設仮勘定	486,042	役員賞与金	-
＜無形固定資産＞	<4,576>	任意積立金	228,709
ソフトウェア	3,142	繰越利益剰余金	658,557
その他の無形固定資産	1,434	(うち当期損失)	(△ 148,380)
施設利用権	-	【評価・換算差額等】	51,272
＜投資等＞	<217,792>	土地再評価差額金	-
投資有価証券	121,475	その他有価証券評価差額金	51,272
出資金	200		
繰延税金資産	94,711		
その他の投資等	1,405		
＜繰延資産＞			
		純資産合計	1,090,039
合 計	5,186,756	合 計	5,186,756

損益計算書

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月 31日

(単位:千円)

経常損益の部	営業損益	営業収益		6,449,381
		売上高	6,449,381	
		営業費用		6,604,895
		売上原価	5,794,953	
		販売費及び一般管理費	809,941	
		営業損失		△ 155,514
	営業外損益	営業外収益		7,141
		受取利息	-	
		受取配当金	2,086	
		その他営業外収益	5,055	
	営業外費用		52,808	
		支払利息	52,569	
		その他営業外費用	238	
	経常損失			△ 201,180
特別損益の部	特別利益			-
		固定資産売却益	-	
		投資有価証券売却益	-	
		その他特別利益	-	
	特別損失			11,344
		固定資産除却損	8,062	
		その他特別損失	3,281	
税引前当期純損失			△ 212,525	
	法人税・住民税及び事業税	854		
	法人税等調整額	△ 64,998		
当期純損失			△ 148,380	

株主資本等変動計算書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

(単位:千円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
					株主配当積立金	退職給与積立金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金			繰越利益剰余金
当期首残高	150,000	-	-	1,500	-	900	3,287	206,235	27,000	798,223	-	1,187,146
事業年度中の変動額												-
特別償却準備金 の取崩							△ 1,643			1,643		-
固定資産圧縮積立金 の積立								-		-		-
固定資産圧縮積立金 の取崩								△ 7,070		7,070		-
剰余金の配当					-							-
利益処分による役員賞 与												-
当期純利益										△ 148,380		△ 148,380
自己株式の取得											-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-			-			-
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 1,643	△ 7,070	-	△ 139,666	-	△ 148,380
当期末残高	150,000	-	-	1,500	-	900	1,643	199,165	27,000	658,557	-	1,038,766

	評価・換算差額等			純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	72,013	72,013	1,259,160
事業年度中の変動額			-	-
特別償却準備金の取崩			-	-
固定資産圧縮積立金の積立			-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-
剰余金の配当			-	-
利益処分による役員賞与			-	-
当期純利益			-	△ 148,380
自己株式の取得			-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	△ 20,740	△ 20,740	△ 20,740
事業年度中の変動額合計	-	△ 20,740	△ 20,740	△ 169,120
当期末残高	-	51,272	51,272	1,090,039

個 別 注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

取引所の相場のある有価証券 期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

部門 資産区分	フリット	ホーロー	ハイセラル
製品・仕掛品	総平均法に基づく原価法		
商 品	個別原価法		
原 料	移動平均法に基づく低価法		
燃料・貯蔵品			

② 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・ 建 物 ----- 定 額 法
 - ・ その他の有形固定資産 ----- 定 額 法
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物及び構築物 7年 ～ 38年
- 機械装置及び工具器具備品 5年 ～ 15年

(2) 無形固定資産 ----- 定 額 法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 繰延資産 ----- 定 額 法

なお、当年度については、該当品はありません。

③ 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。

④ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を実施しております。尚、全て少額リース資産であるため、この変更による損益に与える影響はありません。また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所得権移転外ファイナンス・リースについては、賃貸借取引方法を継続して適用しております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっております。

⑤ 重要な会計方針の変更

当事業年度において、会計方針の変更はありません。

2 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	300千株

3 その他の注記

当事業年度において、該当事項はありません。

4 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

以上